

申 入 書

令和4年11月16日

〒007-0848

札幌市東区北48条東2丁目1番1-103号

株式会社高翔工業

代表取締役 高 木 洋 介 殿

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

第1 はじめに

私ども特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道（通称ホクネット）（以下「当法人」といいます。）は、研究者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの消費者問題に関する専門家によって構成され、消費者被害の防止を目的として、消費者問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等の活動を行っています。当法人の詳細は、当法人のホームページ〔URL:<http://www.e-hocnet.info/>〕をご参照ください。

当法人は、平成22年2月25日から、「消費者契約法」に基づき、内閣総理大臣からの認定を受け、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対して差止請求訴訟を提訴する差止請求関係業務を行う「適格消費者団体」としての活動を行っていま

す。

さらに、当法人は、令和3年10月20日から、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（以下「特例法」といいます。）に基づき、内閣総理大臣からの認定を受け、共通の原因で多数の消費者に生じた財産的被害に関して集団的被害回復手続を実施する被害回復関係業務を行う「特定適格消費者団体」としての活動を行っています。

現在、当法人では、消費者被害について情報提供やアンケート等による多方面からの情報収集を行っており、入手した契約書等に消費者契約法等の規定する不当な条項が含まれていないかどうかを検討しています。

当法人の検討の結果、以下のとおり、申し入れます。

第2 申入れの趣旨

貴社が使用されている「別紙除排雪工事契約書」のうち、「除雪排雪範囲・仕様についての契約事項」（以下、単に「契約事項」といいます。）の⑩及び⑫は、消費者契約法第9条第1号に照らし、不当な条項であると考えます。

よって、貴社に対し、当該各条項の使用中止又は修正を申し入れます。

第3 申入れの理由

1 契約事項⑩について

(1) 契約事項⑩は、「契約後工事代金が未払いで、お客様の都合により契約を打ち切りにした場合、打ち切り月の末までに発注額を支払う事とする。」と定めています。

(2) 本条項は、注文者（消費者）が、契約後、代金を支払う前に、契約を解除した場合の規定であると考えられますが、本条項によると、請負人（貴社）の損害の発生の有無や金額にかかわらず、注文者は「発注額」、つまり請負

代金全額を支払うこととされています。そして、この「発注額」とは、実質的には消費者契約の解除に伴う損害賠償又は違約金であると考えられます。

- (3) 除排雪業務の性質上、人材や機材の確保などのため業務開始までに貴社に何らかの損害が発生する可能性があるとしても、例えば、実際に除排雪業務が開始する12月23日よりも相当前に解除された場合は、具体的な損害が発生しないこともあると考えられます。

消費者契約法第9条第1号では、契約解除の際に消費者が事業者へ支払ういわゆるキャンセル料（消費者契約の解除に伴う損害賠償又は違約金）について規定しており、「解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」は無効であるとされています。

したがって、貴社は、消費者契約法第9条第1号に定める平均的な損害の額を超えるキャンセル料を請求することはできませんので、本条項は、使用を中止又は修正すべきと考えます。

2 契約事項⑫について

- (1) 契約事項⑫は、「契約後お客様の都合により、契約を打ち切りにした場合」、「契約解除し金額の返金はしないものとします。」と定めています。
- (2) 本条項は、注文者が、契約して代金を支払った後に、契約を解除した場合の規定であると考えられますが、本条項によると、貴社の損害の発生の有無や金額にかかわらず、注文者は、一切の返金を受けることができません。
- (3) 排雪作業は、民法の請負契約と解することができるので、請負契約が仕事の完成前に解除された場合、請負人は注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求できるのですから、貴社が消費者から前払いで受け取った代金額から、既に実施した排雪サービスの回数分に相当する代金額を控除した額を返金する必要があります（民法第634条第2号）。

返金を規定していない本条項は、消費者契約法第10条に違反することになるため、使用を中止又は修正すべきと考えます。

- (4) また、消費者が貴社に支払い済みの代金を返金できないと解する場合、消費者が支払い済みの代金は消費者契約の解除に伴う損害賠償又は違約金であると考えられます。

しかし、前記1(3)のとおり、貴社は、消費者契約法第9条第1号に定める平均的な損害の額を超えるキャンセル料を請求することはできませんので、平均的な損害を超える部分の代金を返金する必要があります。

本条項のうち平均的な損害を超える部分の返金をできないとする部分については、消費者契約法第9条第1号違反することになるため、使用を中止又は修正すべきと考えます。

第4 回答の期限など

以上の申入れに対する貴社のお考えを、令和4年12月16日までに、書面にて、当法人事務所までご送付ください。貴社からのご回答の有無及びご回答いただいた場合のその内容は、当法人の活動目的のためにホームページ等にて公表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

以上